

一般会計等財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得価額が判明しているものについては取得価額、取得価額が不明なものは再調達価額を基礎とした価額で評価しております。ただし、昭和59年度以前に取得したものは取得価額不明なものとして取扱い、再調達価額を基礎として評価しております。なお、道路、河川及び水路の敷地については、備忘価額1円と評価しています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 市場価格のある有価証券等

保有していないため記載を省略します。

② 市場価格がない有価証券等

出資金については、出資金額により評価しています。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

なお、株式、債券は保有しておりません。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く。）

定額法を採用しています。

なお、償却資産の主な耐用年数は下記のとおりです。

建	物	10～60年	
工	作	物	3～60年
物	品	2～18年	

② 無形固定資産（リース資産除く。）

定額法を採用しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、過去5年間の平均不納欠損率等により回収不能と見込まれる額を計上しています。

② 賞与等引当金

職員に対する期末・勤勉手当及びそれに係る法定福利費に備えるため、当年度負担相当額を計上しています。

③ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当自己都合要支給額に相当する額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が 300 万円以下の所有権移転ファイナンス・リース取引を除く）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のリース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。

② 資本的支出と修繕費の区分

区分が不明な場合は、100 万円未満を修繕費として計上しています。

③ 物品及びソフトウェアの計上基準

物品等（図書を除く）及びソフトウェアは取得価格が 100 万円以上の場合に計上しています。

2 重要な後発事象

該当ありません。

3 偶発債務

保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

事 項	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務等	
		損失補償等引当金計上額	貸借対照表未計上額
埼玉県信用保証協会との損失補償契約に基づく補償（特別小口無担保無保証人・小口特別）	-	-	県信用保証協会が行う保証債務額から保険金を控除した額の 2 分の 1 の額及び利子
埼玉県信用保証協会との損失補償契約に基づく補償（創業支援資金）	-	-	県信用保証協会が行う保証債務額から保険金を控除した額の 5 分の 1 の額及び利子

4 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

①一般会計

②武蔵藤沢駅土地区画整理事業特別会計

③入間市駅北口土地区画整理事業特別会計

④扇台土地区画整理事業特別会計

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等に含まれる上記(1)②から④の特別会計の一部は、普通会計の範囲には含まれません。

(3) 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(4) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入により処理しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	3.1%	4.4%

(6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降支出予定額

該当ありません。

(7) 繰越事業に係る支出予定額

継続費通次繰越	—
繰越明許費	2,342,761千円
事故繰越し	71,980千円
合計	2,414,741千円

(8) 売却可能資産の範囲及び内訳

ア 範囲

5,431千円 翌年度当初予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

土地 5,000千円

物品 431千円

(9) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

減債基金は設置してありません。

(10) 基金借入金（繰替運用）の内容

歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行っています。

(11) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

26,600,043千円

(12) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

将来負担額	38,870,199 千円
充当可能財源等	37,745,008 千円
標準財政規模	27,914,154 千円
算入公債費等の額	2,522,005 千円

(13) 自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
1,001,310 千円

(14) 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない
法定外公共物の財務情報
該当事項はありません。

(15) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分には、本市が調達した資源を充当して形成した資産残高（減価償却累計額控除後）であり、余剰分（不足分）は、純資産の金額から固定資産等形成分を控除した金額を計上しており、残高が正数であれば余剰分として費消可能な資源の蓄積を意味します。本市の場合、残高が負数となっていることから、余剰ではなく不足していることを意味します。

(16) 基礎的財政収支

業務活動収支	3,246,773 千円
支払利息支出	99,297 千円
投資活動収支	△2,535,517 千円
基金積立金支出	2,045,483 千円
基金取崩収入	△130,470 千円
基礎的財政収支	2,725,566 千円

(17) 既存の決算書情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	51,697,793 千円	49,600,212 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	△1,033,342 千円	426,588 千円
資金収支計算書	50,664,451 千円	50,026,800 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（武蔵藤沢駅土地区画整理事業特別会計、入間市駅北口土地区画整理事業特別会計、扇台土地区画整理事業特別会計）の分だけ相違します。

(18) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	3,246,773 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	691,379 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	759,364 千円
減価償却費	△4,122,480 千円
賞与等引当金繰入額	△525,868 千円
退職手当引当金繰入額	△146,687 千円
徴収不能引当金繰入額	△18,346 千円
資産除売却損	△440,985 千円
資産売却益	35,088 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△521,764 千円

(19) 一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。なお、一時借入金の限度額は 3,000,000 千円です。

(20) 重要な非資金取引

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額
231 百万円

(21) 臨時財政対策債の状況

臨時財政対策債は、地方財政の財源不足を補てんするため、従来、地方交付税により交付されていた額の一部が、地方債に振り替えられたもので、平成 13 年度から発行が認められた地方債です。臨時財政対策債の状況は下記のとおりです。

令和 3 年度発行額	2,360,753 千円
令和 3 年度償還額	1,883,932 千円
令和 3 年度末残高	19,656,835 千円